平成２３年（フ）第２７１８号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス206号
破産者　本間　裕一
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６０号
北海道江別市野幌松並町７番地の11　セブンコート101
破産者　太田　　史
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５０号
札幌市豊平区豊平３条３丁目１番28―915号
破産者　矢野　正浩
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６６号
札幌市北区新琴似10条14丁目４番12号
破産者　滝吉　逸朗
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５３号
仙台市宮城野区白鳥２丁目１番５号
破産者　安達　勝男
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
宮城県黒川郡大和町宮床字八坊原30番地
破産者　早坂　廣志
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
宮城県名取市手倉田字八幡433番地　星アパート東号室、従前の住所宮城県名取市手倉田字諏訪532番地の１　ラスティコート名取506号
破産者　戸田由美子（旧姓稲庭）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２７号
宮城県名取市小山３丁目１番12号
破産者　菅原　正直
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
石川県能美市中町ツ37番地１　レイザンヴィニュⅢ・102号、従前の住所石川県能美市中町未36番地　コースマスⅣ・102号
破産者　大川希久子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１８４号
長野市桐原１丁目16番16号　Ｅ棟、前住所長野市壇田２丁目８番18号
破産者　田中　和代（旧姓多田）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1083番地
破産者　廣瀬　智美
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
長野県須坂市臥竜５丁目５番６号、前住所長野市大字稲葉2349番地３
破産者　宮崎　勝実
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６８号
名古屋市港区いろは町３丁目１番地の16　レオパレス築地口第４―203号
破産者　押小路　硬
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５９号
名古屋市港区知多３丁目201番地　県営南陽第一住宅第１号棟第103号
破産者　中野　博文
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５６号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ210号
破産者　山口　勝浩
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３４号
愛知県春日井市穴橋町２丁目４番地15
破産者　髙山電設こと　髙山　謙价（旧姓倉知）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８１号
滋賀県草津市笠山１丁目７番37―６号、前住所大阪府四條畷市田原台７丁目２番６―204号
破産者　横山　浩二
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７６号
大阪府枚方市香里園東之町16番３号
破産者　奥田日奈美
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３０号
大阪市北区豊崎１丁目９番10号　平海グランドハイツ302号室
破産者　上間企画制作室こと　上間　明彦
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部